# 県政報告

2023.VOl.02

温故創新
新しい壱岐へ

長崎県議会議員
# うせ和博

うせ和博事務所
〒811-5132　長崎県壱岐市
郷ノ浦町東触 649-1
TEL0920-47-6858
FAX0920-40-0515
E-mail:koukai2022@ikishima.jp


## 令和5年長崎県議会―2月定例会
## 一般質問（3月2日）

壱岐島はじめ離島振興等について大石知事、教育委員会教育長、各部局長へ県議会当選後初めての一般質問をさせていただきましたのでご報告申し上げます。

長崎県議会本会議

### 1、改正離島振興法について。

**(1)改正内容と離島振興への知事の思いについて。**

**◎鵜瀬**

本県は、「離島振興法」指定の離島のうち、全国最多となる51の島を有しており、県土面積の約4割を占める全国一の離島県であることから、離島振興を県政の最重要課題の一つとして位置づけ、この法に関する意見書を全会一致で可決し、従来の枠組みにとらわれない新たな振興施策を講じていただくように、国に強く要望を行ってきた。

そこで、今回の「改正離島振興法」において、どのような施策が新たに盛り込まれたのか、また、今回の離島振興法改正延長を受けて、今後の離島振興にかける離島出身でもある大石知事の思いを改めて伺う。

**○大石知事**

本県は、全国一の離島県であることから、離島振興を県政の最重要課題の一つとして、生活基盤の整備や基幹産業である農林水産業、観光産業の振興など各種施策に積極的に取り組んでいる。

こうした中、新たな「離島振興法」においては、複数の市町による広域的な連携の確保と都道府県による離島市町村への支援の努力義務が改めて明記された。

また、高度情報通信ネットワークの整備のほか、ICT等を活用したスマートアイランドの推進、再生可能エネルギーの利用推進、ジェットフォイルを含む船舶の更新等に対する一層の支援、小規模離島への配慮など本県が強く要望してきた様々な施策が、本県ゆかりの国会議員の皆様をはじめ、関係者の皆様の熱意のお かげで数多く盛り込まれている状況である。

本県においては、こうした改正法の趣旨を踏まえ、島の将来を見据えた実効性のある離島振興計画案を取りまとめたところである。

計画策定後は、関係市町と連携を図りながら、計画に盛り込んだ施策を着実に推進するとともに、法律に基づく新たな支援制度の創設等について、国に強く要請していきたいと考えている。

また、来年度の重点施策として、新たなチャレンジができる島づくりに向け、島外の起業家等へのアプローチやビジネスコンテストなどを予定している。

今後も、関係市町と連携を深めながら、こうした施策を重ねることで、離島地域のさらなる振興を力強く進めてまいりたい。

**(2)交通について。**
**①ジェットフォイルの更新について**

**◎鵜瀬**

私の地元である壱岐市と本土間を結ぶ公共交通機関としては、離島航路及び航空路がある。船舶については、博多港や唐津港から壱岐を結ぶ航路があり、島民の移動手段だけではなく観光客や生活物資等の人流・物流を担い、また、ORCが運航する航空路については、長崎空港と結ぶ路線があり、島民のみならず、観光客やビジネス客等の交通手段として重要な役割を果たしている。そのためには、空路を持続可能なものとしていく必要があると考えている。

その中でも、特に海上高速交通機関であるジェットフォイルについては、高速で安定した運航が可能で荒天時でも高い就航率を維持し、快適性にも優れていることから、島を訪れる観光客やビジネス客の利用もさることながら、地元住民もフェリーよりジェットフォイルの利用が主流になってきている。また、本土の医療機関への患者搬送や医療関係者の島への通勤などにも利用され、もはやジェットフォイルは島民の日常利用に必要不可欠な存在となっている。

しかしながら、博多・壱岐・対馬航路の2隻のジェットフォイルを含め、国内で運航しているジェットフォイルのほとんどが船齢30年以上となり、老朽化が進んでいる。しかし、導入当時に比べ、建造費が大幅な高騰に加え、コロナ禍の影響等により航路事業者の負担のみでジェットフォイルの更新を行うことは困難な状況にある。

このような中、今回の「改正離島振興法」において、高速安定航行が可能な船舶更新についての配慮規定が新たに盛り込まれたことを踏まえ、国に対して、ジェットフォイルの更新のための支援制度の創設など、政府政策要望等を通して強く要望していきたいと考えている。

また、造船事業者及び航路事業者への意見交換、全国の関係自治体とのにも取り組みながら、ジェットフォイルの更新に向けて力を注いでいきたい。

**○地域振興部長**

ジェットフォイルについては、離島住民の移動手段や観光振興、医療等の確保のための海上高速交通として重要な役割を果たしているものと認識している。

しかしながら、その船価は導入当時25億円程度であったものから大幅に高騰しており、航路事業者のみで更新を行うことは困難な状況となっている。そのため、県としては、今回、「改正離島振興法」に高速安定航行が可能な船舶更新についての配慮規定が新たに盛り込まれたことを踏まえ、国に対して、ジェットフォイルの更新のための支援制度の創設など、政府政策要望等を通して強く要望していきたいと考えている。

また、造船事業者及び航路事業者への意見交換、全国の関係自治体とのにも取り組みながら、ジェットフォイルの更新に向けて力を注いでいきたい。

**②航路・航空路運賃低減化事業の対象拡大について**

**◎鵜瀬**

平成29年に施行された「有人国境離島法」においては、国境離島地域の住民に対する航路・航空路の運賃の低減化が図られており、住民の負担を軽減し、生活を守るという観点から、大変ありがたい制度であると認識をしている。また、住民以外にも移住・定住促進や交流関係人口拡大、大きな効果が期待できる方々については、準島民として運賃低減化の対象とされているところであり、令和4年からは、市議会議員の時から念願であった、島に住んでいるご家族の介護等により反復継続的に来島する方が追加された。

近年、このように準島民の対象拡大が進んできている。こうした中、国境離島の関係市町からは、離島の確保に必要な本土からの応援医師や看護師、ワーケーションを目的として来島する方々についても準島民として、運賃低減化の対象にしてほしいとの声が上がっている。準島民の拡大は国境離島地域における交流人口、関係人口の拡大に寄与するとともに、観光産業の振興や移住・定住にもつながるものであり、離島活性化に大きな貢献をするものと考えている。

こうしたことから、航路・航空路運賃低減化の対象者の拡大については、体験移住や体験就業、離島留学など国境離島地域への移住・定住促進や交流拡大に効果が期待できるものとされている。

こうした準住民の拡大については、議員から話があったとおり、さらなる関係人口、交流人口の拡大や地域経済の活性化が期待されることから、県としても、国への要望を重ねてきた。

その結果、令和2年度には国境離島地域の住民が扶養する大学生及び専門学生が追加をされ、令和4年度からは住民の介護等により反復継続的に来島する親族が追加されるなど、対象が拡大されてきた。今後とも、関係市町と連携を図りながら、引き続き政府施策要望等、あらゆる機会を捉え、国に要望していきたいと考えている。

**(3)教育について。**
**①高校のキャリア教育の充実について**

**◎鵜瀬**

若者の県外への流出については、本県の大きな課題であり、離島においては特に顕著に見られている。若者にふるさとに残ってもらうためには、また就職や進学で一度県外、島外に出ても Uターン等で戻ってきてもらうために、高校におけるキャリア教育が重要と考える。

離島においても、新産業をはじめ多様な企業誘致が積極的に進められており、地元企業も人材を求めている。これらの企業が求める人材を育成することで、地元に根づく若者を増やせるものと考える。また、「改正離島振興法」においては、教育の質の向上につながる遠隔教育について配慮規定された。

現在では、学校において、1人1台端末も普及し、本土と離島との時間的なハンデも少なくなってきていることから、遠隔教育を活用することで、離島にいながら高度で専門的な教育を受けることも可能になってきていると感じている。

そこで、本県におけるキャリア教育と遠隔教育の今後の取組はどうか。

**○教育委員会教育長**

現在、全ての県立高校でふるさと教育に取り組んでいるところであるが、その中でも離島の高校では、地元企業や地域社会との連携を強化し、学生のキャリア教育を充実させている。離島の高校生は、島内企業へのバスツアーや企業説明会などを通じて、地元産業の現状や将来性を知り、島で働くことの意義や魅力を感じることができる。また、IT企業などの誘致に向けた取り組みも進められており、離島部においても多様な職業選択が可能になってきている。令和7度に開設予定の遠隔授業配信センターも活用し、資格取得や専門教育などを受けられるようにすることで、学生のスキルアップやキャリアアップを支援していく。離島の高校では、ふるさと教育とキャリア教育を融合させ、地元企業や地域社会に貢献できる人材を育成している。

**②離島留学について**

**◎鵜瀬**

「改正離島振興法」においては、将来の関係人口にもつながる離島留学について配慮規定された。

離島留学については、関係人口の拡大に大きく期待できるものである。しかしながら、離島留学を拡充していくためには、里親の確保が重要な課題となってきている。新規に離島留学生の受入れをしようと考えている方や既に里親を引き受けや、もっと離島留学生を受け入れたいと思っている里親の方もいると聞いている。

しかし、住宅の改修等を考えると思い切って前に進めない状況もあるのではないか。また、近年の燃油・物価高騰の影響を受け、運営が厳しくなっているとの声も届いている。

そこで、離島留学の里親への燃油・物価高騰に対する支援拡大と住宅リフォーム費用の助成について、県の考え方はどうか。

**○教育委員会教育長**

離島留学生が安心して学校生活を送るに当たって、我が子のように親身になって面倒を見てくださる里親は欠かせない存在であると考えている。

その里親の皆様からは、下宿生の3度の食事に加え、学校への送迎、あるいは夜食、補食の用意など、これらに対して近年の燃油・物価高騰に伴うガソリン代や食料品等の値上げの影響が出てきている。そのような声やプライバシーへの配慮から下宿生の部屋のリフォームを行う場合に費用負担が大きいとの声を聞いている。

このため、今後、離島留学生受入れに伴う費用の支援の考え方について、関係市と協議を行うとともに、現在、政府政策要望に上げている里親住居の改修費用の支援については、引き続き国に対して要望を行っていきたいと考えている。

2次離島への渡船「フェリーみしま」

**(4)小規模離島への配慮について。**

**◎鵜瀬**

離島地域のうち、2次離島など小規模な離島では、人口減少や高齢化の著しい進展により地域の担い手の確保がより困難となっている。商店の閉鎖に伴って、日用品の買物もできないといった課題が生じている。離島の無人化やさらなる人口減少を防ぐためにも、こうした小規模な離島において、日常生活を営むために必要な機能の維持等が図られることが大変重要である。

こうしたことから、今回の「離島振興法」の改正において、小規模離島について適切な配慮を行うとの条文が新設された。小規模離島への支援として、どのような施策が想定されるのか。

**○地域振興部政策監**

今回の「離島振興法」の改正において、小規模離島への配慮規定が新設されたことを受け、国の令和5年度予算案における事業メニューが拡充され、小規模離島等生活環境改善事業が追加されている。

この事業では、移動困難者等への送迎支援や買物支援、清掃活動や防災活動などの地域コミュニティ活動の担い手確保に向けた支援など、住民を中心とした共同組織等が実施する取組に加え、共同組織の組成運営など、小規模離島等の生活環境改善に向けた体制整備についても支援の対象となっている。県としては、関係市町とも連携を図りながら、こうした国の施策を有効に活用し、小規模離島における日常生活に必要な環境の維持を図っていきたいと考えている。

**◎鵜瀬**

壱岐市の2次離島である、大島、長島、原島では、常時医療機関がなく商店もないため、壱岐島本島へ頻繁に渡航しなければならない状況となっている。そのため、「三島まちづくり協議会」が主体となって、高齢者をフェリー乗り場まで送迎したり、日用品等を配送したりといった支援を行っているが、このまちづくり協議会のこのような生活支援の活動は、離島活性化交付金の支援の対象になると考えてよいのか。

**○地域振興部政策監**

国の令和5年度予算案において、離島活性化交付金の新たな支援メニューとして追加されている、小規模離島等生活環境改善事業では、移動困難者等への送迎支援や買物支援などの実施主体として、住民を中心とした共同組織等が想定されている。

県としても、交付金事業の申請に当たり、国との協議の場において、三島まちづくり協議会の活動内容をしっかりと説明するなど、そういう取組を進めていきたいと考えている。

**◎鵜瀬**

小規模離島の医療についてお伺いする。

2次離島、小規模離島においては、特に診療所、医療従事者が不在の場合は、外来診察及び急患対応など、日常的な医療の提供が厳しい状況にあり、地域住民にとって不安が尽きない。離島僻地があるる医療圏においては、限られた医療資源の中で安全・安心な医療提供体制を維持していくためには、圏域内でタブレットなど医療ICTを活用した、より効果的な医療体制の確保が必要と考える。

そこで、小規模離島における医療ICTを活用した効率的で安心・安全な医療提供体制の確保に向けた、県として、現状の課題認識と今後の対応は。

**○福祉保健部長**

今後の離島・僻地における医療を確保していく上でICTの活用は有効な手段であり、県ではオンライン診療などインターネット技術を活用した遠隔医療を推進していくこととしている。

ICTの活用は、常勤医師がいない小規模離島の支援策としての利用も期待されるが、高齢者にとってはタブレット機器等の操作がハードルとなり、活用が進まないといった課題もあると聞いている。

離島や僻地における医療ICTの導入に当たっては、活用が進むよう市町が中心となって住民と一体的に取り組んでいただく必要があり、どのような取組が有効か、市町のご意見を伺いながら検討を行っていきたいと考えている。

**(5)離島への企業誘致について。**

**◎鵜瀬**

「改正離島振興法」に基づく施策として、高度情報通信ネットワークの充実が盛り込まれたことにより、離島の情報通信環境などの整備が進めば、企業も立地しやすくなるのではと考える。

先月、地元壱岐においては、株式会社NHSの生命保険・損害保険代理店業務に関するコールセンターの開所式が行われた。3年間で30名以上の雇用を計画していると聞いているが、このように多くの雇用の場が創出されることは、社会減の歯止めとなり、大変感謝をしている。

人口減少が急速に進んでいる離島への企業誘致のハードルは非常に高いと理解をしているが、誘致が実現すれば地元活性化への大きな効果が期待できるため、引き続き、頑張って取り組んでいただきたい。

そこで、今後の離島への企業誘致について、どのように取り組むのか。

**○産業労働部長**

離島への企業誘致は、オフィス系企業に対し、アフターコロナにおけるリモートワークをはじめとした新しい働き方をご提案するなど、誘致活動を強化している。

具体的には、将来的な拠点設立の可能性検討を目的とした離島でのワーケーションを県から提案し、実施を予定する企業も出てきている。

今後、離島地区における企業誘致の新たなモデルケースとなるよう、市町とも連携して取り組んでいく。

### 2、農林水産業について。

**(1)水産業について。**
**①藻場回復に向けた取組の推進について**

**◎鵜瀬**

近年、海水温の上昇と海洋環境の変化が指摘される中、地元壱岐においては、藻場が減少するいわゆる磯焼け現象が見られ、アラメやカジメなどの海草やアワビ、ウニ等の漁獲量も大きく落ち込み、伝統の海女漁の継続を危ぶむ声が聞かれるなど、地域水産業に深刻な影響を与えている。一方、藻場はマダイやイサキといった回遊魚等のすみ場や隠れ場、加えて産卵場所や卵からふ化した幼稚魚の保育成の場となるなど、非常に重要な役割があり、藻場を回復させることは、県全体の水産業を振興する上でも積極的に取り組むべきであると考えるが、県の見解は。

**○水産部長**

藻場はアワビ等の生産の場であるとともに、本県の主要魚種であるマダイやクエ等の稚魚の育成の場となるなど、重要な役割を果たしている。

県では、これまで地域の漁業者等が取り組む食害生物の駆除などの藻場保全活動に対する支援やブロック等の設置による新たな藻場の造成を進めてきており、その結果、一部に回復の兆しも見られている。

一方、海水温の上昇や地域によっては食害生物の活発化により、藻場が豊かだった頃に見られた大型海草が減少し、藻場機能が十分に発揮しない小型海草への置き換わりなども見られている。

このため、県では国の事業も活用しながら、引き続き地域活動への支援を行うとともに、高水温に強い南方系大型海草の導入に向けた種苗生産体制の強化や食害を受けにくい工法を取り入れた藻場の造成を進めるなど、より効果的な対策を推進し、藻場の回復に力を注いでいく。

**②漁村活性化に向けた海業の推進について**

**◎鵜瀬**

漁村においては、人口減少や高齢化、漁業所得の減少等により、地域の活力は低下し、水産業と漁村を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いている。

このような中、国は、豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした漁港での養殖業や水産物直売所、食堂の設置、海釣りや漁業体験施設といったマリンレジャー施設等の海業による漁村の活性化を図ることとしており、県においても、漁業、海業を推進すべきと考えるが、県の見解は。

**○水産部長**

本県には、九州本土に匹敵する広大な海や数多くの漁村が

あり、海業を振興する上で他県よりも優位性があると考えている。実際に漁村の中核組織である漁協の中には、既に漁業体験やマリンレジャーなどに取り組み、収益に結びつけている漁協もあり、今後、成長が見込める分野であると認識をしている。

県内各地域において、今後の取組に意欲を持っている漁業関係者や事業者もおられることから、市町や観光部局と連携したサポート体制づくりを進めることで、これらの意欲を後押しし、水産業と相互に補完し合う産業として、海業を育成していきたいと考えている。

**(2)農林業について。**

**①親元就農について**

**◎鵜瀬**

壱岐市の農業は、地域農業算出額の過半を占める肉用牛や県内第2位の平野である深江田原地区などでの水稲、麦、大豆、葉たばこ、飼料作物など、土地利用型作物栽培をはじめ、アスパラガスやいちご、メロンの施設園芸、ブロッコリー、小菊などの複合経営が主体となっている。

農業の担い手に関しては、農林業センサスでは、2020年までの5年間に農業従事者数は474人減少し、65歳以上の農家の割合は5%増加して72%と高齢化が進んでいるため、産地の維持が危惧される状況となっており、担い手の確保を急ぐ必要がある。

また、農業以外からの新規就農は、施設や機械などの初期投資の負担が大きいことから、担い手を確保するためには栽培技術や経営支援を円滑に継承することができる親元就農を促進することも重要と考える。

一般質問へ初登壇

しかし、就農直後の経営確立を支援する国の支援制度では、親元就農者への支援が十分でないという声を多く聞く。親元就農について、県の見解は。

**○農林部長**

新規就農を促すための施策の一つとして、農地や機械などの経営基盤を持たない新規就農者に対し最長3年間、年間150万円を国が交付する制度があるが、既に経営基盤がある親元就農の場合は新規作目の導入や経営の多角化など、新規就農者と同等のリスクを負って経営を開始することが支援の要件となっている。

県としては、親元就農者の確保は、農家の経営を次世代に継承する大変重要な取組と考えており、親と同じ作目であっても、新たに規模拡大し、設備投資などの経営リスクを負う場合には支援の対象とするよう、国に対し引き続き要望していく。

**②林業の担い手の確保・育成について**

**◎鵜瀬**

林業は、長期にわたり木材価格の低迷等の厳しい状況が続いてきたが、森林資源の充実や合板等への国産材利用を背景として木材需給率が上昇し、輸入木材の代替として国産材需要が高まるなど、明るさも見えてきている。

また、林業の生産現場ではきつい、危険などのイメージがあったが、今では機械化や機能的なワークウエアの導入など、安全で快適な生産現場を目指した取組が進められており、徐々に変わりつつあると感じている。

そのような中、一昨年、林業の安全性や伐採技術の向上のために開催された県内の伐木技術コンテスト、ながさき伐木チャンピオンシップでは、私の地元壱岐森林組合の若手職員が団体賞の初代チャンピオンとなるなど、若者もそうした変化に好感を持ち、前向きに取り組まれていると感じている。

本県の林業は、木材生産量が10年前の2.5倍に増加し、今後も生産量を伸ばし、成長産業化を目指すと聞いており、そのためには担い手の確保や育成が大変重要な課題と考える。県は今後どのように取り組むのか。

**○農林部長**

県では、林業の担い手対策として林業事業体の生産性向上や労働環境の改善を図るために、これまで高性能林業機械や労働安全装備の導入などを支援してきた。

この結果、林業の担い手は全国的には減少しているが、本県においては、令和3年度は2年前の2倍となる622人の1.310年前の342人に増加をしている。

しかしながら、県としては、さらなる木材生産量の拡大のために、令和12年度林業専業作業員420人の確保を目標としており、関係機関と連携しながら、生産現場において労務負担が大きい下草刈りの機械化や森林資源の調査などへのドローンの活用など、スマート技術を活かした作業負担の軽減等の取組を支援している。

今後とも、さらなる生産性向上や労働環境の改善の取組を支援することで、快適で儲かる林業を実現し、林業の担い手の確保につなげていく。

**3、建設業における人材確保・定着について。**

**◎鵜瀬**

地域の建設業は、人の毎日の生活の基盤となる住宅をはじめ、道路、河川、港湾などの地域の社会資本の整備や維持管理のみならず、災害発生時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を支える地域の守り手であると同時に、地域経済と雇用を下支えする基幹産業でもある。

長崎県における建設業就業者数は、平成7年と比べ約6割程度となっており、特に50歳以上の割合が約5割になるなど、就業者の高齢化による大量離職、それを補う若者の入職者の低迷により、担い手不足はますます深刻な状況となっている。

特に壱岐をはじめ、離島においてはより深刻な状況であると聞いており、建設業を維持するための人材確保や定着のための待ったなしに取り組んでいかなければならないと考えている。

しかしながら、建設現場の厳しい労働環境などから、建設現場には3K、いわゆるきつい、汚い、危険に代表される負のイメージが根強く残っており、製造業やIT業界に比べると労働環境イメージが大きく劣っているのが現状。

加えて建設業は、全産業平均と比較して長時間労働となっており、他産業では一般的となっている週休2日も十分確保されている状況ではなく、将来の担い手を確保する観点から、働き方改革を強力に進め、建設業を若者や女性などにとって魅力ある職場にしていくことが重要。

さらには、令和6年度から建設業にも時間外労働の上限規制が適用されるため、省人化や省力化につながるデジタル技術を活用した生産性向上にも取り組んでいく必要がある。

このような中で、一部の企業では既に先進的な取組が進められ、新3K(給与がよい、休暇が取れる、希望が持てる)を目指し、人材の確保や定着が図られている事例もあると聞いている。しかし、離島をはじめ、県内企業の多くは、人材確保・定着に大変苦労しているのではと考える。

そこで、建設業の人材確保・定着に向け、働くための環境整備、若者や女性の入職促進の県の取組は。

**○土木部長**

県では、これまで建設業における就労環境の改善のため、週休2日の確保や労務単価の見直し、適切な工期の設定、施工時期の平準化などの取組を進めてきた。

一方、今年度から新たな取組として、経営者向け意識改革セミナーを2回開催し、多くの県内企業に参加していただいた。セミナーでは、全国的に先進的な取組を行っている県内外の建設企業などから講師を招き、女性活躍やSNSを利用した会社情報の発信などが紹介され、その後のアンケートによると、多くの参加者の意識の改善が図られた結果となっている。また、これらの取組に加え、県内建設業で働く若者や女性が現在の職場で働くことになったきっかけや仕事のやりがいを伝える動画などを掲載した就職ポータルサイトを設置し、情報発信の強化を図った。

大石知事・中島議長要望書提出
(壱岐市・対馬市)

建設業界においても、職員給与の引上げや完全4週8休制の実施、新規採用者数を毎年増加させるなどの目標を掲げ、担い手の確保に向けた取組を進めている。

今後とも、建設業界と連携し、将来の建設業を担う若者や女性などの人材確保・定着につながる取組を充実強化していく。

**4、国民保護訓練について。**

**◎鵜瀬**

最近の北朝鮮の度重なるミサイル発射や中国による台湾、尖閣諸島への領海侵入により、東アジアにおける緊張が高まっている。国境に面している離島においては、生業としている漁業者も大変危険な状況となっている。

そこで、昨年は「国民保護法」に基づく訓練を島原市において実施されたが、今、危機に面している離島でも実施すべきと考える。離島において、国民保護訓練実施について県の見解は。

**○危機管理監**

県の国民保護訓練については、去る11月6日に島原市において、消防庁と共同で域外避難を想定した実動訓練を実施し、また2月16日には、消防庁と共同で五島市での弾道ミサイル対応を想定した図上訓練を実施した。

訓練については、今後も市町の意向も踏まえながら、離島も含めて順次実施していきたいと考えている。また、訓練を実施する際には開催地以外の市町の職員にも広く参加いただき、訓練の立案や国民保護に係る意識を高め、市町単独での訓練を積極的に企画実施していただけるよう取り組んでいきたいと考えている。国・市町と共同での訓練を着実に重ねていくとともに、市町単独での訓練の促進、サポートの強化を図っていくことで、離島も含めた県全体での事態対処能力の向上を目指していく。

**5、各種会合誘致について。**

**①G7長崎保健大臣会合における県産食材・県産酒等の活用について**

**◎鵜瀬**

本年5月に開催されるG7長崎保健大臣会合は、G7関係各国の要人のほか、関係者やメディアの方々、多くの関係者が国内外から長崎を訪れることが想定される。このような国際会議の開催は、長崎の魅力を世界へ向けて発信する絶好の機会であり、とりわけ長崎には豊かで多種多様な海の幸、山の幸があることから、長崎県産品を国内外にアピールすべきと考える。

私の地元である壱岐が誇る壱岐牛やウニ、アスパラ、壱岐焼酎、日本酒など多くの特産品をほじめ、県内各地の食材やお酒などを、来県される各国要人をほじめ、関係者の皆様にぜひご賞味いただければと考えるが、今回の会合でどのように活用しようと考えているのか。

**○文化観光国際部長**

G7長崎保健大臣会合の成功はもちろん、本県を訪れる関係者の皆様に、食をはじめとする長崎の多彩な魅力を知っていただく絶好の機会であると考えている。

このため、地元主催の歓迎レセプションにおいて、県内各地の食材をふんだんに使ったメニューの検討や焼酎や日本酒など県産酒の提供を考えている。

このほかにも、会合期間中、様々な場面で可能な限り県産食材等を活用できるよう、国や関係機関と調整しながら、しっかりと準備を進めていきたいと考えている。

**②国民文化祭・全国障害者芸術文化祭について**

**◎鵜瀬**

第40回国民文化祭・第25回全国障害者芸術文化祭が開催される令和7年は、被爆80年、長崎県美術館・長崎歴史文化博物館開設20周年、日韓国交正常化60周年、中国領事館開設40周年、長崎空港開港50周年と、本県にとって節目の年となっており、大変意義深いものと考える。

本県には、2つの世界遺産や国境の島「壱岐・対馬・五島」～古代からの架け橋～など4件の日本遺産のほか、伝統文化や郷土芸能の歴史があり、また、古くから海外交流の窓口として育まれた国際交流の文化など、他県にはない素晴らしいものがある。

今回の文化祭は、国内外から訪れる多くの皆様に離島をはじめ、長崎県の魅力をPRする絶好の機会である。この機会にぜひとも島を訪れていただきたいと考えている。

また、本県の特性を最大限に活用し、県全体に開催効果が及ぶような国民文化祭・全国障害者芸術文化祭にしていただきたい。県の取組は。

**○文化観光国際部長**

国民文化祭・全国障害者芸術文化祭の開催が県内全域に開催効果を波及するための取組としては、市町に実施主体となっていただく文化団体の全国大会、あるいは地域の特色あるプログラム、こういった事業について、現在、市町と意見交換を行っているところであり、まずはその事業の運営主体となる実行委員会の早期設立に向けて、働きかけを行っている。

また、全国から参加される皆様に県内を周遊していただくために、自然・歴史・食・温泉などの文化観光資源を活かしたプログラムを検討していきたいと考えている。開催効果が県内全域に及び、文化芸術の発展や地域の活性につながるよう、市町や関係団体と一体となって準備を進めていく。

**6、スポーツ振興について。**

**①離島におけるスポーツ合宿の誘致について**

**◎鵜瀬**

県においては、地域の様々な資源を活かしたスポーツツーリズムの推進や国内外のスポーツ合宿、大会誘致による交流人口拡大など、それぞれの地域でスポーツの力による地域のにぎわいづくりが推進されている。

スポーツ大会誘致については、昨年11月に、日本スポーツマスターズ2024が令和6年に本県で開催されることが決定され、大変嬉しく思う。県外からの多くの選手や関係者が訪れることで、本県のスポーツ振興はもとより、本県をPRする絶好の機会になるものと期待をしている。

スポーツ合宿については、県と市町が連携しながら、県外の大学や実業団、プロチーム等のトップレベルのチーム合宿誘致を進めているが、地域経済に対する直接な効果として、チーム関係者、マスコミ、ファン等による宿泊や飲食、交通、お土産など様々であり、特に離島における宿泊施設の閑散期対策として一定の効果があるものと考える。

また、本土地区と比べてトップレベルのスポーツに触れる機会の少ない離島地域の子どもたちにとって、スポーツ合宿を通じた選手との交流は、一流の技術が体感できる貴重な機会であり、スポーツへの興味関心や心の豊かさの醸成につながるものと考える。今後も、ぜひ県としてもスポーツ合宿の誘致を各競技団体や民間等と連携し、積極的に進めてもらいたいと考える。離島におけるスポーツ合宿の現状と県の今後の取組について。

**○文化観光国際部長**

体幹トレーニングに有効な天然の砂浜や、あるいは交通量が少ない道路など、離島特有の環境や市町職員などの手厚いサポートが大変好評であり、壱岐市や五島市を中心にスポーツ合宿が行われている県において、地元市町と連携をして、大学、実業団等の合宿誘致に取り組んでいる。

新型コロナウイルス感染症の影響下においては、誘致に少し苦戦をしていたが、昨年春以降は実業団の陸上競技部を中心に合宿が戻ってきている。

議員の話にもあったとおり、スポーツ合宿は、地域の活性化、子どもたちのスキルアップなど、離島振興に貢献できるものと考えている。

県としても、引き続き離島合宿への強みや魅力をアピールできるよう、合宿誘致に積極的に取り組んでいきたいと考えている。

**7、移住の促進について。**

**◎鵜瀬**

移住施策として、東京一極集中を是正するため、東京23区に在住または通勤する方々等が地方へ移住する際に移住支援金を支給する制度があり、世帯での移住の場合は100万円、単身での移住の場合は60万円が支給され、令和4年度から18歳未満の子どもと移住すれば、子ども1人当たり30万円の子育て加算も加わった。これまでの移住支援金の支給実績は。

また、令和5年度からは子育て世帯の地方への移住をさらに促進するため、子育て加算が増額されると聞いているが、その拡充内容は。

人口減少や少子化が進んでいる本県において、子育て世帯の移住は重要と考えており、市町とも連携をしながら、この移住支援金も含め、積極的に子育て世帯の移住促進を進めるべきと考えるが、県の今後の取組には。

**○地域振興部長**

移住支援金の支給実績と来年度からの子育て加算の拡充内容、そして子育て世帯の移住促進のための今後の県の取組について報告する。令和元年度から令和3年度までに移住支援金を受けた方は、合計55件である。令和3年度は、テレワークやUターン者も対象としたことで、43件と大幅に増加した。来年度からは、東京23区に在住または勤務されている子育て世帯が地方へ移住する場合、子育て加算が最大100万円になる。県では、移住支援サイトや子育て支援応援ブックを充実させたり、キッズルームを設置したりするなどして、子育て世帯の移住相談をサポートする。市町と連携して、子育て世帯の移住促進を積極的に進める。

**8、離島における犬猫殺処分ゼロ対策について。**

**◎鵜瀬**

本県では、昨年12月に動物の愛護及び管理に関する条例が制定され、本年4月から施行されるところである本条例では、県や市町及び飼い主の責務や役割が明確化された。加えて、10頭以上の犬や猫の多頭飼育の届出や飼い主のいない猫への餌やりが定められ、人と動物が共生する住みよい社会づくりに寄与することを目的として制定をされている。

また、大石知事は、公約で動物の殺処分ゼロを掲げられており、令和11年度までにゼロにすることを目標とし、一刻も早い達成が望まれている。

しかし、地域によって、動物の殺処分ゼロに向けての抱える課題は様々と思われる。殺処分ゼロを達成するためには、行政だけでは限界があり、民間のボランティアの協力が必須と考える。

壱岐市においても、熱心に犬猫の保護活動をされている民間ボランティア、壱岐島わんにゃんお守り隊299(にくきゅう)がある。壱岐市をはじめ、離島における殺処分ゼロに向けた対策及び民間ボランティアに対する支援について尋ねる。

**○県民生活環境部長**

本県では、動物殺処分ゼロに向け、入り口対策、出口対策、市町や県民の参加と連携強化、この3本柱としたロードマップを策定し、県内全域で取組を進めることとしている。

また、このロードマップの実効性を高めるため、保健所の管轄地域ごとに地域課題を踏まえたアクションプランを作成し、丁寧に取組を進めていきたいと考えている。

例えば、離島地区においては、島内だけでは譲渡が進まないという課題があるため、島内で収容した動物の本土移送を検討するなど、地域の実情に即した適切な対策を検討いく。

一方、ボランティアに対する支援については、来年度においては、哺乳が必要な動物のためのミルクボランティアや地域猫活動アドバイザーへの支援など、行政と連携した活動について必要な経費を支援することなどを検討している。

**最後に(鵜瀬)**

離島を取り巻く大変厳しい状況においては、大石知事は離島出身でもありますので、十分ご理解しておられると思う。また、先ほどの冒頭、離島振興に対する思いについては、十分熱意を感じるが、具体的に皆さん方の答弁を聞く中で、国に対して要望を続けていくことであった。確かに、要望を続けることも大事であるが、ぜひ市町と一緒に連携を取って課題を抽出することと、課題解決に向けてさらなる連携を強めて、国に対して強く要望していただきたい。そしてまた、県単独ではなくて、例えば、ジェットフォイル等に関しては、関係する市町と一緒に関係省庁あたりに要望に行くということも大切。大勢で行けば、思いが伝わりやすいのではないかという思いもあるので、ぜひ今後検討課題として、スクラムを組んでしていただきたい。

本県はまさに全国一の離島県であるということで、私は離島が長崎県の魅力の一つでもあると思っている。つまり、我々の住む離島の振興なくして県の発展はないと考えているし、離島の課題である人口減少、そして、高齢化等は、20年以上先駆けての日本の将来の姿だと思っている。つまり、ある意味、離島は先進地でもある。離島の課題を解決できれば、日本の危惧される課題についても対応ができていくものと考える。

また、離島は、日本の領域確保のため大切な存在であり、排他的経済水域の保全や食料の安定供給、地球温暖化防止のため温室効果ガス吸収源でもあります森林や藻場が多くあり、世界的にも重要な役割がある。

知事は、施政方針の中でも、100年に一度の変革の機会をチャンスと捉え、同時に積極的に挑戦していくことで、長崎だったら新しいものが生まれるという期待を広く強く持っていただけるような、選ばれる新しい長崎県づくりを目指すと言われている。

これと同じように、離島だったら新しいものが生まれると言われるように、ぜひ再生可能エネルギー、ドローン、自動運転、エアモビリティー等実証実験にチャレンジできる島づくり、サテライト機能としての離島振興活用に向けて後押しをお願いする。